

## 【1. 開会】

司 会

定刻がまいりました。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます、都市計画課の難波でございます。よろしくお願いいたします。

それでは座って進めさせていただきます。

本日、ご出席いただきました委員及び臨時委員の方は、総員17名中14名でございます。岡山県都市計画審議会条例第7条に基づく半数以上の定足数を満たしておりますので、ただいまから「第157回岡山県都市計画審議会」を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。資料は全部で4種類でございます。まず、A4版の「議事次第」と書かれた資料、次にA4版の「議案集」、次に「説明資料」と書かれたA3版の資料、最後に「参考資料」と書かれたA4版の資料でございます。以上の資料がお手元に揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、都市計画課 課長の田中よりごあいさつ申し上げます。

都市計画  
課 長

それでは、第157回の岡山県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、こうしてお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、岡山県の都市計画行政の推進にあたり、ご助言、ご協力いただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、お手元の「議案集」にありますとおり、全部で5議案でございます。

まず、第1号議案につきましては、岡山県南広域都市計画区域区分の変更についてでございます。公有水面埋立事業が完了した地区において、物流拠点の充実を図るため、市街化編入を行うものでございます。

次の第2号議案は、岡山県南広域都市計画臨港地区の変更についてでございます。第1号議案の市街化編入を行う地区において、既存の臨港地区と一体的な管理運営を行うことにより、港湾機能の増進を図るため、臨港地区の拡大を行うものでございます。

第3号議案につきましては、津山広域都市計画道路の変更についてでございます。津山市の市立幼稚園の新たな整備に伴う道路敷地を払い下げる区域等について、区域の一部の削除を行うものでございます。

次の第4号議案は、岡山県南広域都市計画道路の変更でございます。道路施設を整備した区域と都市計画道路の区域に齟齬があることが判明したため、区域の一部の削除を行うものでございます。

議案の最後、第5号議案につきましては、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございますが、建築基準法第51条ただし書きによる許可に関するものでございます。

また、「その他」としまして、浅口市に関する都市計画区域の再編につ

いて、ご報告させていただきます。

それぞれ、詳細につきましては、後ほど事務局よりご説明させていただきますが、第1号議案と第2号議案は密接に関連することから、併せてご説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの見識を活かしていただき、幅広い見地から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 【2. 委員紹介】

司 会

次に、委員の紹介についてでございますが、前回の第156回審議会以降、新たにご就任いただいております委員の方を、ご紹介させていただきます。お手元の「議事次第」と書かれた資料の4ページ目「岡山県都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。

「関係行政機関の職員」としてご就任いただきました、国土交通省中国地方整備局長の川崎茂信様、本日は代理で、地方事業評価管理官の中川哲志様にご出席いただいております。

続きまして、「専門委員」として、岡山県土木部長の田井中靖久様でございます。

続きまして、「専門委員」として、岡山県土木部都市局長の樋之津和宏様でございます。

以上、3名の方に新たに委員に就任いただいております。

また、本日ご出席の委員の皆さまにつきましては、同じ資料の2ページ目「出席者名簿」をご確認ください。

## 【3. 議事】

司 会

これより議事に入らせていただきます。

議事の進行は、審議会条例第7条の規定によりまして、会長にお願いいたします。藤井会長よろしくお願ひいたします。

### (1) 署名委員の指名

会 長

それでは議事の1番目、「署名委員の指名」をさせていただきます。

署名委員は今回の審議会の議事録について、委員を代表して確認と署名をいただくものでありますが、今回は中里委員と、二階堂委員のお二方にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### (2) 公開・非公開の採決

会 長

続きまして、議事の2番目、「公開・非公開の採決」についてでございますが、今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。

今回の審議案件は、先ほど課長からご紹介がありましたとおり、第1号議案が「岡山県南広域都市計画区域区分の変更」、第2号議案が「岡山県

南広域都市計画臨港地区の変更」、第3号議案が「津山広域都市計画道路の変更」、第4号議案が「岡山県南広域都市計画道路の変更」、第5号議案が「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。また、その他として「浅口市に関する都市計画区域の再編について」がございます。

事務局に確認ですが、本日審議する案件等について、個人が識別される情報などは含まれていますか。

都市計画課 長 本日、ご審議いただきます案件及びその他の案件につきましては、個人等が識別されるような情報、権利利益を害する恐れのある情報及び本審議会の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるような情報はございません。

会 長 わかりました。今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。従いまして、本審議会は公開することとし、希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございます。  
本日の審議会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可します。

事務局 (受付を確認)  
一般傍聴者はおられません。

会 長 わかりました。

### (3) 第1号議案及び第2号議案の審議

会 長 それでは、議案の審議に入ります。  
第1号議案及び第2号議案について、事務局からの説明を求めます。

事務局 私は、都市計画課の蜂谷でございます。よろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

A3横の説明資料の1ページ目をお開き下さい。第1号議案の「岡山県南広域都市計画区域区分の変更」、及び第2号議案の「岡山県南広域都市計画臨港地区の変更」でございます。以上の2議案をあわせてご説明いたします。

はじめに、「都市計画法による土地利用の制度」についてご説明いたします。左上の図をご覧ください。土地利用を規制する主な都市計画を示しております。「区域区分」いわゆる線引きでございますが、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「市街化区域」と「市街化調整区域」を定めるものでございます。次に「地域地区」でございますが、建築

物の用途、規模、形態等が地域にふさわしいものとなるよう定めるもので「用途地域」や「特別用途地区」などがございます。今回の案件は、図の1段目でございます「区域区分」及び、下から1段目の枠内にあります地域地区のひとつである「臨港地区」の変更を行うものでございます。なお、上から2段目でございます「用途地域」の変更につきましては、決定権者である倉敷市において、同時進行で手続きを進めているところでございます。

左下の「区域区分及び臨港地区とは」をご覧ください。まず、第1号議案であります「区域区分」についてご説明いたします。「区域区分」とは、都市計画法第7条に基づき、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、都市計画法第15条の規定により県が決定する都市計画でございます。点線四角囲いの中ですが、市街化区域とは「すでに市街地を形成している区域」及び「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」であり、用途地域などの土地利用や、道路、公園、下水道などの都市施設や土地区画整理事業に関する都市計画を、総合的に定める区域でございます。一方、市街化調整区域とは「市街化を抑制すべき区域」であり、用途地域や市街地整備に関する都市計画は原則として定めない区域になります。開発・建築行為など、市街化を助長するものは厳しく制限される一方、農業振興地域が指定されるなど、農地の保全や農業施策が積極的に行われる区域でございます。

続きまして、第2号議案であります「臨港地区」についてご説明いたします。「臨港地区」とは、港湾を管理運営するために定める地域地区であり、港湾施設のほか、港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域及び将来これらの施設のために供せられる地域について定めるものでございます。臨港地区を指定することにより、港湾管理者は、港湾の管理運営の観点から条例により独自の用途制限を行うことが可能となります。本県におきましては、「岡山県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」によりまして、臨港地区内の用途制限を行っております。また、指定の手続きについてであります。臨港地区は、港湾管理者が申し出た案に基づき都市計画に定めるものであり、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾に係る臨港地区は県が決定するものとなっております。今回、変更対象となる水島港は、国際拠点港湾ですので、県が行うものでございます。

右上、「位置図」をご覧ください。今回の議案の位置についてご説明いたします。倉敷市の水島港のうち、図中に赤い四角で囲っております箇所におきまして、新たに公有水面埋立事業が完了した2地区を市街化区域及び臨港地区に指定するものでございます。水島港の概要についてですが、水島港は岡山県が管理する港湾であり、昭和37年に開港しております。平成15年に特定重要港湾に指定され、その後、平成23年に港湾法の改正に伴い国際拠点港湾に変更されております。

右下、「玉島ハーバーアイランドの経緯」をご覧ください。今回の変更地区を含む玉島ハーバーアイランドですが、昭和62年に公有水面埋立事業に着手し、その後、事業が完了した区域について、順次、市街化区域への

編入及び臨港地区の指定を行っております。図の下側、青線で囲った範囲の①から④は、これまでに公有水面埋立事業が完了しており、平成16年以降、今回と同様の手続きを順次行っております。今回の変更地区は、⑤の赤色で示した玉島ハーバーアイランドの先端部分と倉敷みなと大橋のたもと部分の2地区でございますが、こちらにつきましては次のページで詳しくご説明いたします。

資料2ページをお開き下さい。「区域区分及び臨港地区の変更箇所」をご覧ください。今回の変更箇所は2地区ございまして、まず、平成29年3月に開通しました倉敷みなと大橋のたもと部分が0.2haで、国による公有水面埋立事業が平成28年8月に完了した地区であります。次に、玉島ハーバーアイランドの先端部分が0.6haで、県による公有水面埋立事業が平成27年12月に完了した地区でございます。これら2地区につきまして、物流拠点としての更なる機能充実を図るため、市街化区域に指定し、あわせて臨港地区に指定するものでございます。なお、2地区につきましては、倉敷市において用途地域の指定手続きを進めており、近接・隣接する用途地域と同じ、準工業地域の指定がなされる見込みとなっております。

「都市計画上の観点」をご覧ください。今回の議案が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、必要な「都市計画上の観点」についてご説明いたします。都市計画法第6条の2第3項におきまして、「都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない」とされております。

右上、「都市計画区域マスタープランとの整合」をご覧ください。都市計画区域マスタープランの「都市づくりの方針」といたしましては、「集約型都市構造の実現を目指すため、市街化区域内の低・未利用地を十分活用し、市街化調整区域においては、原則として市街地の更なる拡大を抑制する」こと、「地域経済を支える臨海部の工業地帯等の生産基盤の充実を図るなど、秩序ある土地利用のもとで計画的に産業の振興を図る」こと等としていることから、今回の議案と都市計画は整合していると考えております。また、都市計画区域における「市街化区域のおおむねの規模」につきましては、「人口、産業の見通し、市街化の現状及び動向、計画的市街地整備の見通しを勘案し、目標年である平成37年の市街化区域のおおむねの規模を、27,100haと想定しております。

「区域区分及び臨港地区の変更面積」をご覧ください。まず、「1. 区域区分の変更面積」ですが、現在の市街化区域面積は26,418ha、今回変更する面積は0.8ha、よって変更後の面積は、四捨五入しまして26,419haとなり、都市計画区域マスタープランで示す市街化区域のおおむねの規模である27,100haの範囲内でございます。よって、市街化区域の面積は都市計画に整合していると考えております。「2. 臨港地区の変更面積」につきましては、表に記載のとおりでございますので、ご確認下さい。

最後に、「都市計画の変更手続き」をご覧ください。区域区分の変更につ

いては倉敷市より、また、臨港地区の変更については、港湾管理者である県港湾課より、それぞれ案の申し出を受けたことから「手続きの流れ」の一番左になります、①の「都市計画の原案の作成」を行い、次に住民の意見を反映させるため、②の「都市計画の原案の縦覧」を平成29年5月8日から22日にかけて行っております。縦覧者は5名で、意見書の提出はございませんでした。よって、③の公聴会は中止しております。「④都市計画の案の作成」とありますが、原案からの変更はございませんでしたので、原案をそのまま案といたしまして、⑤の「関係機関との協議」及び⑥の「関係市町への意見聴取」を行っております。⑤の「関係機関との協議」ですが、政令市を含む都市計画区域での都市計画の変更については市長と協議を行うこととなっておりますので、岡山市に対し協議を行い、特に意見はございませんでした。また、⑥の「関係市町への意見聴取」として、区域区分の変更は、県南広域都市計画区域に属する6市1町に、臨港地区の変更は倉敷市のみ、に対しまして意見聴取を行い、こちらも特に意見はございませんでした。次に、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者は3名、意見書の提出はございませんでした。今後の予定といたしましては、本審議会におきまして、本日ご承認をいただきましたら、⑨の「国土交通大臣の同意協議」の申請を行い、大臣の同意を得たのち、今年度末を目途に、⑩「都市計画の変更、告示」を行う予定としております。

以上で、第1号、2号議案の説明を終わります。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

何かご意見ないでしょうか。

ご意見ご質問もないようです。

第1号議案及び第2号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

#### (4) 第3号議案の審議

会 長 続きまして、第3号議案の審議に入ります。  
第3号議案について、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、第3号議案であります、「津山広域都市計画道路 3の3の津3 新

錦橋押入線の変更」についてご説明いたします。

資料の3ページ目をお開きください。はじめに、「都市計画道路の概要」についてご説明いたします。都市計画法第11条の規定により、都市計画区域については、都市計画に都市施設として、道路などの交通施設、公園などの公共空地、下水道などの供給・処理施設などについて、その種類、名称、位置及び区域などを定めることができるとされております。今回の議案でもあります、都市計画道路とは、都市施設の道路として、都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するとともに、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保することを目的に定められるものでございます。「都市計画で定める事項」としましては、都市施設としての種類、名称、位置及び区域に加え、道路の種別、道路の構造としての車線の数、構造形式、幅員でございます。また、「土地利用の制限」についてですが、都市計画道路の区域内において建築物の建築をしようとする者は、県知事等の許可を受けなければならないとされており、許可の基準としては、「階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと」「主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他、これらに類する構造であること」でございます。

次に、「都市計画道路 新錦橋押入線の概要」についてご説明いたします。「位置図」をご覧ください。位置図中央の青色で示している道路が、今回変更する都市計画道路 新錦橋押入線になります。本路線は、津山市の市街地北部を東西に横断する重要な幹線道路であり、当該変更箇所付近は、国道179号として岡山県が整備しております。本路線の整備は、昭和40年頃から順次進められ、現在までに全線が完了済みとなっております。

次に、「都市計画決定の経緯」でございますが、本路線は、昭和40年7月に当初決定し、区域として延長は、「約10,510m」で、決定理由は、「著しく増加した自動車交通量に対処し、近代的な都市の発展に資するため」でございます。以降、ルート変更や別路線の接続に伴う変更を行い、平成11年2月の最終変更決定まで、延べ6回、都市計画の変更決定を行っております。

資料右上をご覧ください。「都市計画決定の内容」でございますが、本路線の現在の都市計画決定の内容としては、表にありますように、種類は「道路」、種別は「幹線街路」、名称は「3の3の津3 新錦橋押入線」、位置は起点を「津山市神戸」、終点を「津山市押入」、区域として延長は「約11,850m」、車線の数「4車線」、構造形式は「地表式」、幅員は「22m」などを決定してございます。

次に「変更理由及び変更内容」についてご説明いたします。変更理由をご覧ください。津山市は、「津山市立教育・保育施設再構築計画」を策定し、現在の二宮幼稚園の位置に統合された幼稚園を新たに整備することとしておりますが、既存敷地のみでは必要面積が不足することから、隣接する道路用地の払い下げを受けることで必要面積の確保を行うこととしております。今回の都市計画の変更は、道路管理者である岡山県と津山市が道路用地の払い下げに合意したことから、その区域について変更を行うものであり、また、幼稚園周辺において、道路施設を整備した区域と都市計画

道路の区域に齟齬があることが新たに判明した区域についても、都市計画決定の必要性を検証した上で併せて変更を行うものでございます。

次に「変更内容」についてですが、具体的に変更となるのは、「区域」でございます。「区域」の変更として、道路を支える法面等の形状変更などにより約0.2kmについて一部の区域の削除を行うものでございます。

次に「変更案の概要」についてご説明いたします。「新旧対照計画図」をご覧ください。図面中央、赤色の旗揚げがある黄色で示している区域が今回変更する区域になります。それ以外の青色で示している区域は変更のない区域になります。変更理由にあります、二宮幼稚園については、本路線の変更箇所の上側に位置しております。

資料4ページをご覧ください。津山市が策定した「津山市立教育・保育施設再構築計画」についてご説明いたします。この計画は、人口減少や少子化等に伴う園児数の大幅な減少や、施設の老朽化等に対応するとともに、幼児教育水準の確保など、望ましい集団教育の確保を図ることを目的とした計画でございます。津山市は、本計画において本路線の上側に立地する二宮(にのみや)幼稚園の位置に、統合された幼稚園を新たに整備し、隣接する二宮公民館との複合施設として整備することで、公民館を含めた既存敷地を有効活用することとしております。

次に「経緯について」でございますが、津山市が新たな幼稚園等の設計などを行った結果、既存敷地のみでは、施設に必要な面積が不足することが判明いたしました。そこで、津山市は、道路管理者である岡山県に対し、二宮幼稚園に隣接する本区域の道路用地の払い下げについて依頼したものでございます。岡山県は、津山市と調整を行い、道路の法面がある道路用地を払い下げることに合意し、道路区域などを変更することとしたものでございます。

平面図をご覧ください。左側、現状の平面図ですが、赤色の実線は、現状の都市計画区域、藍色の破線は二宮幼稚園及び二宮公民館の既存敷地を示しております。右側、新たに整備する幼稚園等の平面図ですが、青色の実線は変更案の都市計画区域、黄緑色の破線は、新たに整備する幼稚園等の敷地を示しており、黄色の塗りつぶしは、都市計画道路の区域を削除する区域でございます。今回、都市計画道路の区域の削除などを行うことで、新たに整備する幼稚園等に必要なる敷地が確保されることとなります。

資料右上、断面図をご覧ください。これは、左下の図中にAとA'で示している部分の変更前後の断面図になります。現状の断面図に黄色で塗っている箇所は、道路施設である道路法面を撤去する箇所、つまり、幼稚園等の敷地確保のため、払い下げを行う道路用地でございます。道路法面を撤去した箇所は、変更案の断面図のように、幼稚園等を整備することとなります。

次に、「都市計画決定上の観点」についてご説明いたします。「1. 都市計画道路を都市計画に定める目的」についてですが、都市計画道路を都市計画に定めることで整備に必要な区域を明確にし、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保するものでございます。このことを踏まえ、「2. 本



区域の都市計画決定の必要性など」についてご説明いたします。本区域は、都市計画に従い整備が完了しており、今後の整備予定はなく、道路用地の払い下げにより管理する施設もないことから、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保する必要性はございません。また、当該都市計画の変更により、本区域の土地利用制限が解消されることとなります。

最後に、「都市計画の変更手続き」をご覧ください。昨年6月に津山市より変更案の申し出を受けたことから、①「都市計画の原案の作成」を行っております。その後、住民の意見を反映させるため、②の「都市計画の原案の縦覧」を8月に行っております。縦覧者は1名で意見書の提出はございませんでした。よって③の「公聴会」は中止しております。その後、④の「都市計画の案の作成」とありますが、原案からの変更はございませんでしたので、原案をそのまま案といたしまして、⑤の「関係機関との協議」や⑥「関係市への意見聴取」を行っております。⑤の「関係機関との協議」では、国土交通省などと協議を行っておりますが、特に意見はございませんでした。また、⑥の「関係市への意見聴取」として、津山市に意見聴取を行い、こちらも特に意見はございませんでした。その後、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。今後の予定といたしましては、本審議会におきまして、本日ご承認いただきましたら⑨の「国土交通大臣の同意協議」の申請を行い、大臣の同意を得たのち、今年度末を目途に、⑩「都市計画の変更、告示」を行う予定としております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

何かご意見ないでしょうか。

ご意見ご質問もないようです。

第3号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会長 ご異議がないようですので、第3号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

#### (5) 第4号議案の審議

会長 続きまして、第4号議案の審議に入ります。  
第4号議案について、事務局からの説明を求めます。

それでは、第4号議案であります、「岡山県南広域都市計画道路 3の2の2 総社国道180号線の変更」についてご説明いたします。

資料の5ページ目をお開きください。はじめに「都市計画道路 総社国道180号線の概要」についてご説明いたします。資料左上「位置図」をご覧ください。位置図中央の青色で示している道路が、今回変更する都市計画道路 総社国道180号線になります。本路線は、総社市街地部の交通混雑の緩和を図るとともに、山陽自動車道岡山総社ICと連結して、岡山県中南部の東西幹線道路の機能を担う全長約7.0kmの幹線道路であり、国道180号として国土交通省が整備しております。本路線の整備は、平成19年までに現在の供用済区間3.4kmが開通しております。また、残る未整備区間の約3.6kmについては、調査・設計、用地買収、工事が推進されており、事業の進捗が図られている状況でございます。次に、「都市計画決定の経緯」でございますが、本路線は、昭和63年8月に当初決定し、区域として延長は、「約7,070m」でございます。決定理由は「広域交通体系の交通需要に対処するとともに、土地利用の増進を図るもの」でございます。なお、当初決定以降に変更決定は行っておりません。

次に、「都市計画決定の内容」でございますが、本路線の現在の決定内容としては、表にありますように、種類は「道路」、種別は「幹線街路」、名称は「3の2の2 総社国道180号線」、位置は起点を「岡山市高松田中」終点を「総社市井尻野」、区域として延長は「約7,070m」、構造形式は「地表式、嵩上式、地下式」、幅員は「30m」などを決定しております。

資料右上をご覧ください。「変更理由及び変更内容」についてご説明いたします。「変更理由」をご覧ください。今回の都市計画の変更は、供用済み区間において道路施設を整備した区域と都市計画道路の区域に齟齬があることが判明したため、この区域について都市計画決定の必要性を検証した上で変更を行うものでございます。また、平成10年の都市計画法施行規則の改正により車線数についても決定する必要が生じたことから、併せて変更を行うものであり、施行規則の経過措置として、施行日以降に変更する計画と同時に都市計画決定を行うものとされていることから、この度、決定を行うものでございます。

次に、変更内容についてですが、具体的に変更となるのは、先ほどの議案と同じように「区域」でございます。「区域」の変更として、道路を支える法面等の形状変更などにより、約1.7kmについて一部の区域の削除を行うものでございます。

次に「変更案の概要」についてご説明いたします。「新旧対照計画図」をご覧ください。図面上①～⑩の赤色の旗揚げがある黄色で示している区域が今回変更する区域になります。それ以外の青色で示している区域は変更しない区域になります。

次に、「標準断面図」をご覧ください。今回は、標準断面の変更はありませんが、4車線という車線の数について併せて都市計画決定するものでご

ざいます。

資料6 ページをご覧ください。変更理由にございます「道路施設を整備した区域と都市計画道路の区域の齟齬」について、具体的にご説明いたします。資料左上の断面図をご覧ください。図中の右側、赤色実線で示しているのが都市計画道路の区域、その左側、青色実線で示しているのが道路施設を整備した区域でございます。道路施設を整備した区域が都市計画道路の区域の内側となったことから齟齬が生じたものでございます。

現状写真をご覧ください。齟齬が生じた箇所の現在の土地利用状況でございます。赤色の実線は、現状の都市計画区域、青色の実線は変更案の都市計画区域でございます。

次に、齟齬が生じた理由の代表事例について2ケースご説明いたします。まず、1 ケース目についてですが、図は、左側に当初設計時の断面図、右側に整備時の断面図を示しており、赤色の実線は、現状の都市計画区域、青色の実線は変更案の都市計画区域を示しております。本路線の整備は、国土交通省が行っており、当初設計時は、都市計画決定に従い、左側、「当初設計時」の断面図のように、道路法面を設ける計画としておりましたが、事業実施に際し、地元説明会を行ったところ、地権者から事業完了後に土地利用形態を変更したい旨の申し出があり、それに伴い、用地買収ラインの変更の要望があったことから、右側の「整備時」の断面図のように、法面形状等の施行方法を変更し、整備を行ったものでございます。

資料右上をご覧ください。次に、2 ケース目についてですが、先ほどと同様に国土交通省は、都市計画決定に従い、左側、「当初設計時」の断面図のように、道路法面を設ける計画としておりましたが、地権者からできる限り農地を確保したい旨の申し出があり、それに伴い、用地買収ラインの変更の要望があったことから、右側の「整備時」の断面図のように、法面形状等の施工方法を擁壁に変更し、整備を行ったものでございます。このような理由により、先ほどご説明しました都市計画道路の区域と現状の道路施設を整備した区域に齟齬が生じたものでございます。

次に、「都市計画決定上の観点」についてご説明いたします。「1. 都市計画道路を都市計画に定める目的」についてですが、都市計画決定を行うことで整備に必要な区域を明確にし、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保するものでございます。このことを踏まえ、「2. 本区域の都市計画決定の必要性など」についてご説明します。本路線は、都市計画決定に従い整備が完了しており、今後の整備予定はなく、管理する施設もないことから、本区域については、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保する必要性はございません。また、当該都市計画の変更により、本区域の土地利用制限が解消されることとなります。

最後に、「都市計画の変更手続き」についてご説明いたします。昨年8月に総社市より変更案の申し出を受けたことから、①「都市計画の原案の作成」を行いました。その後、住民の意見を反映させるため、②の「都市計画の原案の縦覧」を9月に行いました。縦覧者は1名で意見書が提出はございませんでした。よって、③の「公聴会」は中止しております。その後、④の「都市計画の案の作成」を行い、⑤の「関係機関との協議」や⑥

「関係市への意見聴取」を行っております。⑤の「関係機関との協議」では、国土交通省などと協議を行っておりますが、特に意見はございませんでした。また、⑥の「関係市への意見聴取」につきましても、特に意見はございませんでした。その後、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。今後の予定といたしましては、本審議会におきまして、本日ご承認いただきましたら⑨の「国土交通大臣の同意協議」の申請を行い、大臣の同意を得たのち、今年度末を目途に⑩「都市計画の変更、告示」を行う予定としております。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

委 員 「設計当初時」と「整備時」で地元など周辺の事情が変わったとのことですが、当初設計及び実際の整備はいつ行われたのでしょうか。  
また「齟齬が生じている土地」について、所有者はどのようになっているのでしょうか。

事 務 局 本路線の当初の都市計画決定は昭和63年であり、その後、当初設計を行い、平成8年以降、随時供用開始されております。なお、当初設計した具体的な時期までは把握できておりません。  
また、基本的に道路区域以外の土地は買収しないことから、齟齬が生じている土地は私有地になります。

委 員 今回の変更によって地権者が変わるものではない、ということでしょうか。

事 務 局 地権者が変わるものではないと考えております。

会 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

第4号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、第4号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

#### (6) 第5号議案の審議

会 長 続きまして、第5号議案の審議に入ります。  
第5号議案について、事務局からの説明を求めます。

それでは、第5号議案であります、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ご説明いたします。

これは、産業廃棄物処理施設の設置の許可にあたりまして、「その敷地の位置について、都市計画上支障がないか」ということにつきまして、本審議会でご審議していただくものでございます。

資料の7ページ目をお開きください。はじめに、「都市計画審議会に付議する理由」についてご説明いたします。建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされております。ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められております。今回ご審議いただきます案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設でございますが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長が、建築基準法第51条の規定による許可が必要と判断し、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものでございます。

その下、点線四角囲いの中には、建築基準法や廃棄物処理法などの関連する法律の条文を抜粋したものを掲載しておりますが、その一番下の青文字「廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは」をご覧くださいと、「廃棄物処理法施行令」の第7条には、施設の種類ごとに処理能力の数値が定められており、これを超える能力を有する施設は、「産業廃棄物処理施設」となります。今回の施設について、でございますが、焼却施設の処理能力は1日当たり4.8tで8時間稼働、つまり1時間当たり600kgであるため、産業廃棄物処理施設に該当いたします。

また、今回の処理施設は、昭和60年から「木くず」等の焼却を行っている既存の産業廃棄物処理施設でございます。今回は既存の処理品目に加え、新たに「動植物性残渣」を処理品目として追加するものであり、施設の新築・増築はございませんが、このことについて、特定行政庁が、建築基準法第51条の規定による許可が必要と判断したものでございます。なお、今回の計画で、施設の増設や稼働時間等の変更はございません。

一番下の点線四角囲いをご覧ください。今回新たに処理品目として追加する「動植物性残渣」についてですが、産業廃棄物処理法施行令第2条第四号におきまして、食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物、と定義されております。今回追加する動植物性残渣は、事業計画書によりますと、とうもろこし等の飼料廃棄物となっております。

資料右上をご覧ください。次に「産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図」についてご説明いたします。まず、一番左の「計画者」が、産業廃棄物処理施設の建築許可を特定行政庁である倉敷市長に申請いたします。そこで、市が都市計画との整合などを確認し、建築に係る技術的な審査を行います。その後、倉敷市の場合は、市の都市計画審議会に諮り、その

妥当性を審議しており、その結果、妥当であると答申を受けたものについて、市より県の都市計画審議会へ付議依頼されたものであります。本日の審議にて、ご承認いただきましたら、特定行政庁が計画者に建築許可を出すという流れとなっております。

その下の「位置図」をご覧ください。今回の案件について、敷地の位置を赤い丸印で示しております。位置は、倉敷市連島町連島142番137、142番98の一部で、用途地域は準工業地域でございます。

「施設の概要」をご覧ください。事業者は、「有限会社ナカイチ 代表取締役 中山一将」、主要施設は「産業廃棄物処理施設のうち、中間処理施設」、敷地面積は「約2,123㎡」、処理品目は「木くず、紙くず、繊維くず」に今回「動植物性残渣」を追加、処理方法は「焼却」、処理能力は「1日当たり4.8tで8時間稼働」でございます。

資料の8ページをご覧ください。今回の施設が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、「都市計画上の観点」として2つあげております。

1点目は「当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合」ということで、「敷地及び周辺の用途地域の指定状況」「敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無」、さらには「学校、病院、公園などの公共施設との位置関係」についてでございます。2点目は「都市環境への影響」ということで、処理品目が追加されることに伴う「搬出入車両の増加に伴う交通への影響」はどうか、また、施設の稼働により周辺環境への影響について調査した「生活環境影響調査等」による評価はどうか、という観点でございます。

まず最初の観点、「①当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、ご説明いたします。下の付近見取図と併せて、ご確認下さい。「1. 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、当該敷地の用途地域は準工業地域であります。このことについて、都市計画運用指針の「廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項」では、「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい」とされていることから、都市計画における用途地域と整合していると考えております。なお、隣接の用途地域は、付近見取図で黄色で示されている第一種住居地域であります。当該敷地に民家等は隣接しておらず、地元町内会等の同意も得ております。

次に、「2. 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無」ですが、当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はございません。

「3. 学校、病院、公園などとの位置関係」については、いずれも事業予定地から離れており、影響がない位置関係にあると考えられます。よって、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

資料の右側をご覧ください。もう1つの観点の「②都市環境への影響」でございますが、ここでは「搬出入車両の増加に伴う交通への影響」及び「生活環境影響調査等による評価」の2点について、検討しております。まず「1. 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございますが、今回の処理品目の追加により増加する搬出入車両台数は、事業計画によりますと

、月に1回、4 t車1台であり、運搬の際に通行する県道水島港線の交通量である、1日当たり12,327台と比較して非常に少ないため、道路交通への影響は軽微であると考えられます。

次に「2. 生活環境影響調査等による評価」についてでございますが、周辺環境については、申請者が処理品目の追加計画に伴い、倉敷市環境部局へ環境対策等の計画書を提出しており、その際、市環境部局の指導により処理品目の追加に伴う周辺環境への影響を検証するため、実証実験を行っております。その結果、全ての調査項目において基準値以下となっており、市環境部局の技術的な審査において問題ないと判断されております。よって、都市環境への影響についても問題はないと判断しております。なお、参考までに、今回事業者が実施した実証実験及び測定結果につきまして、報告書から抜粋したものを記載しておりますのでご確認下さい。

結論といたしまして、事務局としては、当案件につきまして、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考えております。

第5号議案の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

何かご意見ないでしょうか。

ご意見ご質問もないようです。

第5号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会長 ご異議がないようですので、第5号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

### (7) その他

会長 続きまして、次第の(7) その他 都市計画区域の再編について、事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは、「浅口市に関する都市計画区域の再編」について、ご報告いたします。浅口市に関する都市計画区域については、本年1月に浅口市及び里庄町から都市計画区域の再編について内申があったことから、県といたしましては、都市計画区域や、区域区分などの変更素案の作成に着手したいと考えておりますので、都市計画区域の概要などについて、ご報告させていただきます。なお、本案件の審議会への正式な付議につきましては

、2019年度を予定しております。

資料の9ページ目をお開きください。はじめに「都市計画区域の概要」について、ご説明いたします。左上、「都市計画区域とは」をご覧ください。都市計画区域とは「都市計画法第5条の規定により、都道府県が、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定するもの」でございます。

次に「岡山県の都市計画区域」でございますが、本県には、線引き都市計画区域である岡山県南広域都市計画区域、非線引き都市計画区域である津山広域都市計画区域や鴨方都市計画区域など、全14の都市計画区域がございます。

次に「浅口市に関する現行の都市計画区域」について、ご説明いたします。浅口市は、旧鴨方町、旧金光町、旧寄島町から構成されており、旧鴨方町は里庄町と鴨方都市計画区域を、旧金光町は岡山市、倉敷市などと岡山県南広域都市計画区域を構成しております。なお、旧寄島町については、都市計画区域はございません。

資料右上をご覧ください。「浅口市に関する都市計画区域の変更の経緯等」についてですが、「浅口市は、平成18年の市町村合併により、異なる土地利用規制を持つ、線引き都市計画区域である旧金光町と、非線引き都市計画区域である旧鴨方町を有することになったことから、市域の一体性を確保するまちづくりを目指し、都市計画区域の再編に向けた様々な取り組みを行ってまいりましたが、現在までに、地元や市議会などとの調整を調えたことなどから、県に対し、区域再編の内申を平成30年1月に行った。」ものでございます。

次に、平成29年3月に改定した都市計画区域マスタープランの抜粋でございます。文章の書き始めが「なお」で始まることから、書き始めの部分を取って「なお書き」と呼んでおり、浅口市に関する都市計画区域の再編について記載しております。特に重要な部分はアンダーラインを引いた部分で、「鴨方都市計画区域と旧金光町域が統一的な土地利用規制等により一体的な土地利用の実現が図られる場合には、本都市計画区域に旧金光町域を編入し、新たな都市計画区域として再編することを検討する。」としております。先程もご説明しましたが、浅口市及び里庄町から都市計画区域の再編について、本年1月に内申があり、その中で、区域再編の必要性や、人口減少下において真に必要な土地利用規制案が示され「それにより一体的な土地利用の実現を図る」とされたことから、「なお書き」に基づき、都市計画区域の再編について検討を始めたいと考えております。

次に「新たな都市計画区域の概要」でございます。下段の図をご覧ください。新たな都市計画区域の範囲は、現在の鴨方都市計画区域に浅口市の金光地域を含めた区域で、図の青線で囲った範囲でございます。名称は「



「浅口広域都市計画区域」としたいと考えております。

資料10ページをご覧ください。「浅口広域都市計画区域を、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定することについての総合的な判断」について、ご説明いたします。国土交通省が定める都市計画運用指針の「都市計画区域の指定に関する基本的な考え方」には、都市計画区域は「土地利用の状況及び見通し」や「地形等の自然的条件」などの5つの項目に基づき、総合的に判断し指定するものとされていることから、それらの5つの項目について、下の囲みにまとめております。それぞれの詳細な数値などにつきましては、別途お配りしております参考資料をご確認ください。

まず「a) 土地利用の状況及び見通し」については、過去の土地利用状況や農地転用状況、開発件数の推移について、浅口市の金光地域の推移と、浅口市の鴨方地域と里庄町の推移を比較したところ、同様の傾向を示しております。

次に「b) 地形等の自然的条件」については、里見川流域の平野を中心に金光地域と鴨方地域、里庄町が形成されており、平野の外縁部は山地に囲まれていることなどから、近隣都市との都市的土地利用の連続性はみられず、都市計画区域は地形上一体であるものと考えております。

次に「c) 通勤、通学等の日常生活圏」については、浅口市内や里庄町内からの通勤・通学先の割合では、同市内や町内が最も大きな割合を占めていることなどから、浅口市や里庄町内で日常生活圏を形成しているものと考えております。

また「d) 主要な交通施設の設置の状況」については、国道2号やJR山陽本線などの東西方向に発達した交通軸が金光地域や鴨方地域と里庄町において日常生活圏を形成することを下支えしていると考えられ、都市計画区域の一体性に寄与するものと考えております。

最後に「e) 社会的、経済的な区域の一体性」については、広域的な行政の枠組みは浅口市と里庄町が同一の区域として位置付けられており、社会的、経済的な区域の一体性がみられるものと考えております。

これらのことから、浅口広域都市計画区域を「実質上一体の都市として整備、開発及び、保全する必要のある区域」として指定するべきものと考えております。

次に「浅口広域都市計画区域における区域区分、いわゆる「線引き」の要否の判断」でございます。都市計画運用指針の「区域区分の考え方」には、区域区分の要否は「市街地の拡大・縮小の可能性」などの3つの視点から判断することが望ましいとされていることから、区域区分の要否を判断するための各視点を下の囲みにまとめております。

まず「a) 市街地の拡大・縮小の可能性」については、本区域の人口は減少し続けており、今後も減少することが予測されていることや、工業系、商業系の土地需要は低く、インフラの整った既存市街地において一定量の空地があることなどから、急激に市街地が拡大する可能性は低いと考えております。

次に「b) 良好な環境を有する市街地の形成」については、本区域では

、既存市街地において公園や下水道などのインフラが整備されており、また、他法令による規制や地形的な制約により、急激に市街地が拡大する可能性は低いことから、区域区分に拠らずとも良好な環境を有する市街地を形成することが可能と考えております。

最後に「c) 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」については、本区域は、自然的土地利用の割合が高く、住民の自然の豊かさに対する満足度が高いことなどから、緑地等の自然環境が保全されていると考えられ、また、他法令により土地利用規制がなされていることから、区域区分に拠らずとも、自然環境の保全は可能と考えております。

これらのことから、浅口広域都市計画区域においては、区域区分は要しないものと考えております。

資料右上をご覧ください。次に「浅口広域都市計画区域における土地利用規制案」について、ご説明いたします。なお、用途地域などの土地利用規制は、浅口市及び里庄町が都市計画決定するものでございます。都市計画区域再編後の土地利用規制案の概要でございますが、浅口市及び里庄町が検討している案といたしましては、「金光地域の市街化調整区域は、線引きが無くなることで、建築物の用途上の制限が無くなり、居住環境などの急激な変化が懸念されることから、特定用途制限地域を新たに定めることとし、それ以外の地域については、建築用途の混在が進行することは想定されないことなどから、現行の土地利用規制を継続する。」こととしております。なお、「特定用途制限地域とは、都市計画法第8条の規定により、用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定めるもの」でございます。

中段の図をご覧ください。浅口広域都市計画区域の土地利用規制図の案でございます。用途地域や特定用途制限地域を種類毎に色分けしており、右下に凡例を示しております。特定用途制限地域は、浅口市の土地利用に関する考え方に基づき「沿道複合機能地区」など、3種類が想定されております。

最後に、資料右下をご覧ください。「都市計画区域の変更手続きについて」ですが、2018年度に関係機関との下協議を開始し、都市計画区域や関連する都市計画の変更素案の作成を行い、2019年度に関係市町への意見聴取などの法手続きを行う予定としております。なお、2019年度の秋頃の都市計画審議会に付議させていただく予定としております。ご報告は以上でございます。

会 長 ただいまの事務局からの報告につきましては、2019年度の都市計画審議会に諮る予定とのことですが、特にこの場で何かございましたら、お伺いしますがいかがでしょうか。

委 員 再編後に新たな都市計画区域となった場合も、旧寄島町は都市計画区域に含まれておりませんが、これは一体の都市として整備等を行う必要がないということでしょうか。

事務局	旧寄島町は、旧鴨方町と平野の連続性がみられないことや主要な交通施設の設置状況が異なることなどから、総合的に判断した結果、一体の都市として整備、開発及び保全することが困難であることから、新たな都市計画区域に加えないものと考えております。
委員	都市計画区域に含まれないことにより、旧寄島町の方々が不利益を被ることはないということでしょうか。
事務局	再編前後で状況は変わらないため、そのように考えております。
会長	他にご意見、ご質問はございませんか。  今回は報告ということで、特になければ「その他」は終わりにいたします。
	予定の議事は終わりましたが、事務局、他にはよろしいですか。
事務局	はい。
	<b>【４．閉会】</b>
会長	以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。 円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。
司会	皆様には、お忙しい中、本審議会にお集まりいただき、また、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。 これをもちまして「第157回岡山県都市計画審議会」を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

以 上